

6

ハーグ条約

(Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)

1. ハーグ条約の内容

ハーグ条約の正式名称は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」です。日本では2014年4月に条約が発効し、現在、世界で100か国を超える国がハーグ条約を締結しています。ハーグ条約では、一方の親による国境を越えた子の不法な連れ去り又は留置（子どもを連れて外国に行き、約束した期限を過ぎても子どもを元々住んでいた国に帰さないこと）に関し、主に以下の2つについての国際協力の枠組みと子どもの利益を重視した運用を定めています。

①子どもの返還

一方の親の同意を得ないまま、連れ去られた又は留置された子どもを元々住んでいた国に戻す。

②子どもとの面会交流

別々の国にいる親と子どもの面会交流の機会を確保する。

ハーグ条約の対象になるための主な条件

- ✓ 国境を越えた子どもの不法な連れ去りまたは留置があったこと
- ✓ 子どもの年齢が16歳未満であること
- ✓ 子どもが元々住んでいた国と、移動した先の国が条約の締約国であること
- ✓ (子どもの返還を求める場合) 子どもが元々住んでいた国の法律に基づき、残された親が子どもを監護する権利を持っており、その権利が侵害されていること(例: 子どもを監護する権利を持っている親の同意がないのに、もう一方の親が子どもを黙って国外に移動させるなど)
- ✓ (子どもとの面会交流を求める場合) 子どもが住んでいた国の法律に基づき、残された親が子どもと面会交流する権利を持っているにもかかわらず、実際にはその面会ができないこと

Point!

「ハーグ条約を知ろう!」ホワイトボードアニメーション
アニメーションを用いてハーグ条約について簡単に説明しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page25_000835.html#section1

2. 子どもの日本への返還を求める場合

同意していないにもかかわらず、一方の親（Taking Parentの略でTPと呼ばれます。）によって子どもがアメリカに連れ去られてしまった場合、要件を満たせば、残された親（Left Behind Parentの略でLBPと呼ばれます。）は子どもの日本への返還を実現するために、日本中央当局を務める外務省の援助を受けることもできます。

例)

沖縄で家族3人（父、母、子3歳）で生活していましたが、ある日、配偶者が黙って子どもをアメリカに連れて行ってしまいました。残された親は子どもがアメリカに行くことは認めておらず、子どもを日本に取り戻したいと考えています。

子どもの日本への返還を求めるための流れは以下のとおりです。

① 申請書を作成し、日本中央当局に提出

外務省ハーグ条約室ホームページに申請書や申請書の書き方の説明が載っています。

② 日本中央当局で申請書類の審査、（要件を満たしていれば）援助決定

※援助決定＝返還ではありません。日本中央当局が子どもの日本への返還の実現に向けて支援を提供することが決まったことを意味します。

③ 申請書を英語に翻訳、申請書をアメリカ中央当局（国務省）に送付

④ アメリカでの手続き

話し合いや裁判は子どもがいるアメリカで行われます。まず、アメリカ中央当局から子どもを連れ去った親に手紙が送付されます。任意の返還が難しいようであれば、日本にいる親は子どもの返還を求めて連邦または州裁判所に申し立てます。アメリカ中央当局からは弁護士紹介等の支援を受けることができ、収入に応じてプロボノ（※）の弁護士紹介を受けられる場合があります。（※）プロボノ：職業上の知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動

⑤ 子の返還/不返還、援助終了

話し合いまたは裁判の結果、子どもの日本への返還、またはアメリカでの生活が決まった時点で、ハーグ条約の手続きは終了になります。

実際にあった事案（子どもがアメリカから日本に返還されたケース）

母親が、子どもが不法にアメリカに留置されているとして、外務省ハーグ条約室に返還援助を申請しました。その後、母親はアメリカの裁判所に子どもの日本への返還の申し立てをし、裁判所は子どもの日本への返還命令を発出しました。子どもはアメリカで母親に引き渡され、母子は無事に日本に帰国しました。

3. 子どものアメリカへの返還を求められた場合

一方の親が他方の親の同意を得ることなく子どもをアメリカから日本に連れてきた場合、要件を満たせば、アメリカに残された親はアメリカへの子どもの返還を実現するために日本中央当局の援助を受けることができます。

例)

アメリカで家族3人（父、母、子3歳）で生活していましたが、配偶者に黙って子どもを連れて日本に帰国してしまいました。残された親は、子どもはアメリカで生活すべきだと考え、日本中央当局に申請をしました。

子どものアメリカへの返還を求める申請書が日本中央当局に送付された後の流れは以下のとおりです。原則では、子どもを元々住んでいた国に返還することになっているため注意が必要です。不返還が認められるのは、特別な理由が裁判で認められる限定的なケースです。

① 日本中央当局で申請書類の審査、（要件を満たしていれば）援助決定

② 子どもと同居している親の所在特定

日本中央当局が所在の調査を行いますが、明らかになった住所を申請者に伝えることはありません。

③ 子どもと同居している親に手紙の送付

今後の手続きの流れや支援内容について説明している手紙を送付します。

④ 問題解決のための話し合い/裁判手続き

当事者同士の話し合いで解決することが望ましいのですが、話し合いができない、または、残された親が裁判で解決することを希望する場合には、裁判手続きに進みます。裁判では子どもがアメリカに戻るか（返還）、戻らないか（不返還）を決めます。

子どもがアメリカから日本に連れ去られた場合、返還裁判を行うのは東京家庭裁判所か大阪家庭裁判所のどちらかになります。子どもが沖縄にいることが分かった場合は、大阪家庭裁判所に申し立てがなされます。

⑤ 子の返還/不返還、援助終了

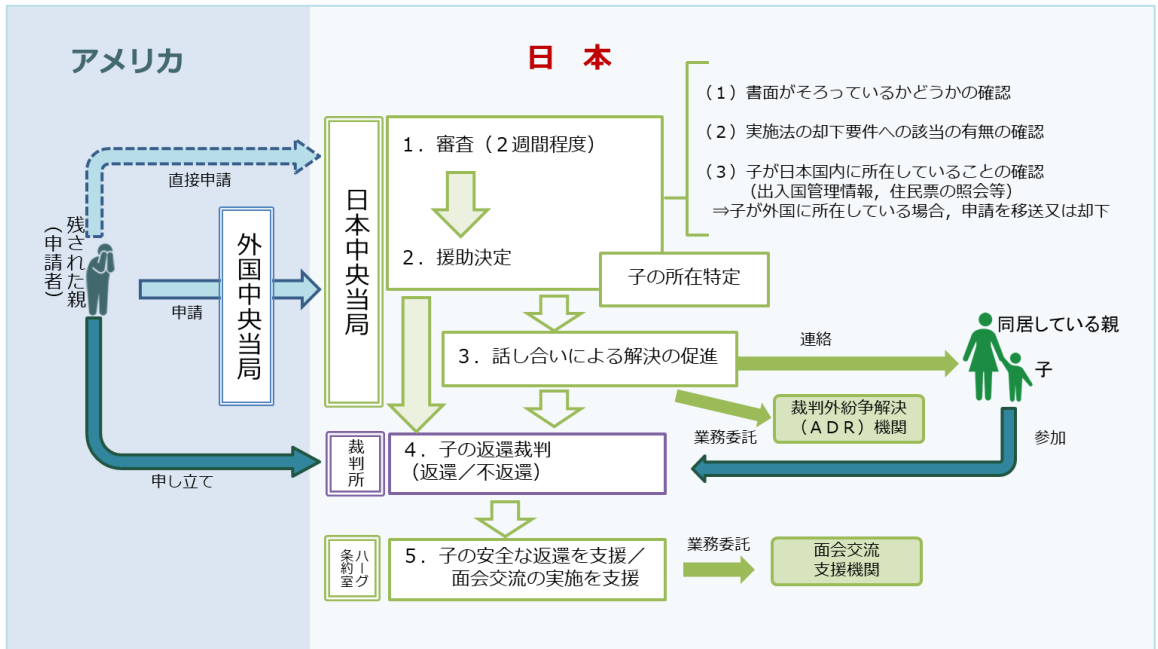
話し合いまたは裁判の結果、子どものアメリカへの返還、または日本での生活が決まった時点で、ハーグ条約の手続きは終了になります。

Point!

ハーグ条約の手続きは子どもがいる国で行われます。子どもがアメリカに連れ去られたのであればアメリカ、日本に連れ去られたのであれば日本で手続きが行われます。また、子どもが日本にいる場合、返還裁判が行われるのは東京家庭裁判所か大阪家庭裁判所になります。

子どもの返還手続きの流れ

子どものアメリカへの返還を求められた場合のイメージ図です。



4. 子どもの面会交流

外国（条約の締約国）にいる16歳未満の子どもと面会交流をすることができない親もハーグ条約に基づき援助を申請することができます。例えば、アメリカで生活する子どもと日本にいる親が交流できない、または日本で生活する子どもとアメリカにいる親が交流できない場合は、要件を満たせば援助を受けることができます。

面会交流の裁判については、那覇家庭裁判所で手続きが行われることもあります。

ハーグ条約の手続きの流れなどについてもっと知りたい、あるいはご不明な点があれば、外務省ハーグ条約室に問い合わせてください。

裁判などの法的手続きについては弁護士に助言をを求めることをお勧めします。

外務省ハーグ条約室

TEL: 03-5501-8466

Eメール: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

5. 子どもを連れて外国に移動する際の注意点

子どもを連れて外国に移動される前には、もう一方の親の同意を得ることが重要です。日本においては、親による子どもの連れ去りは略取または誘拐の罪にあたるような場合を除き犯罪を構成しませんが、国によっては、父母の双方が親権を有する場合に、一方の親が、子どもをもう一方の親の同意を得ずに国外に連れ出すことを刑罰の対象としていることがあります。その場合、その国に再入国したときに逮捕されることがあります。

また、国によっては、出入国の際に渡航同意書の提示を求められることがあります。渡航同意書の要否・内容等、詳細はお住まいの国または渡航先の政府機関（入国管理局等）、大使館、領事館に問い合わせてください。なお、日本を出入国する際には、渡航同意書を提示する必要はありません。

<渡航同意書>

渡航同意書は、一方の親が子どもを連れて出入国することに、もう一方の親が同意していることを示す書面です。

Point!

子どもを連れて外国に移動する前に、もう一方の親の同意を得ることが重要です。同意を得ることが難しい場合は、子どもの日本への移動について裁判命令を取るなどして法的に整理することが必要です。そうした手続きなしに条約の締約国から日本に移動した場合、ハーグ条約の対象になり、原則として子どもを元いた国に返還しなければなりません。

日本弁護士連合会及び沖縄弁護士会では、申し立てを受けた親に対し適切な代理人を紹介する制度を設けています。また、裁判外で当事者間の協議を行う紛争解決機関（ADR（※）機関）で解決することもできます。

◇沖縄県を管轄するADR機関◇

民間総合調停センター

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館

TEL:06-6364-7644

平日午前9:00～午後5:00まで受付（正午～午後1:00を除く）

URL: <https://minkanchotei.or.jp/>

（※）ADR（Alternative Dispute Resolution）裁判外紛争解決手続き

ADRとは「訴訟手続きによらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続き」のことです。ADR機関では、当事者双方の話し合いによってお互いに満足のいく解決策を作り出していくためのサポートをしてくれます。